

第23期 定時株主総会 招集ご通知

2020年4月1日から2021年3月31日まで



開催情報

日時：2021年6月18日（金曜日）

午前9時受付開始

午前10時開会

場所：東京都港区港南2丁目16番4号

品川グランドセントラルタワー 3F

TKP品川グランドセントラルタワー

カンファレンスセンター ホール3B

議案

第1号議案 監査役報酬額改定の件 … 5

第2号議案 補欠監査役1名選任の件 … 6

目次

第23期定時株主総会 招集ご通知 …… 1

株主総会参考書類 …… 5

事業報告 …… 8

連結計算書類 …… 35

計算書類 …… 38

監査報告書 …… 41

株主総会ご出席株主様へのご来場記念品の配布を
取り止めさせていただいております。
何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。

ハウスコム株式会社

証券コード：3275

証券コード 3275

2021年6月3日

株 主 各 位

東京都港区港南二丁目16番1号

ハウスコム株式会社

代表取締役社長 田 村 穂

第23期 定時株主総会招集ご通知

拝啓 日頃より格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第23期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますのでご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面またはインターネットによって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、2021年6月17日（木曜日）午後5時30分までに議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時
2. 場 所

2021年6月18日（金曜日） 午前10時

東京都港区港南2丁目16番4号

品川グランドセントラルタワー 3F

TKP品川グランドセントラルタワー

カンファレンスセンター ホール3B

会場が昨年と異なりますのでご注意ください。

※新型コロナウイルス感染症の影響により、TKP品川グランドセントラルタワーカンファレンスセンターが利用できなくなる場合には、開催場所を当社の本社オープンスペースに変更する可能性がございます。この場合は、決定次第、当社ウェブサイトにてご案内を致します。株主総会当日にご来場予定の株主様は、あらかじめご確認くださいませようお願い申し上げます。

3. 目的事項
報告事項

1. 第23期（2020年4月1日から2021年3月31日まで）事業報告及び連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第23期（2020年4月1日から2021年3月31日まで）計算書類報告の件

決議事項

- 第1号議案** 監査役報酬額改定の件
第2号議案 補欠監査役1名選任の件

以上

- ◎ 株主総会参考書類、事業報告及び計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載させていただきます。
- ◎ 本招集ご通知において提供すべき書類のうち、次に掲げる事項については、法令及び当社定款第15条の想定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載しています。
 - ① 連結計算書類の「連結注記表」
 - ② 計算書類の「個別注記表」
- ◎ 当日は、節電への協力のため、会場内の空調設定温度を高めに設定させていただきます。株主の皆様におかれましては、軽装にてご出席くださいますようお願い申し上げます。
- ◎ 株主総会ご出席株主様へのご来場記念品の配付を取り止めさせていただいております。何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。

当社ウェブサイト：<https://www.housecom.co.jp/>

議決権行使方法についてのご案内

書面の郵送による議決権行使



同封の議決権行使書用紙に各議案に対する賛否をご表示いただき、当社株主名簿管理人（三菱UFJ信託銀行株式会社）にご返送ください。

書面の郵送による議決権行使期限 2021年6月17日（木曜日）午後5時30分到着

電磁的方法（インターネット）による議決権行使



当社指定の、議決権行使ウェブサイト（<https://evote.tr.mufg.jp/>）にアクセスいただき、画面の案内にしたがって各議案に対する賛否をご入力ください。

電磁的方法（インターネット）による議決権行使期限

2021年6月17日（木曜日）午後5時30分入力分まで



株主総会へのご出席による議決権行使



同封の議決権行使書用紙をご持参いただき、会場受付にご提出ください。また、議事資料として、本冊子をご持参くださいますようお願い申し上げます。

代理人によるご出席の場合は、委任状を同封の議決権行使書用紙とともに会場受付にご提出ください。なお、代理人は、議決権を有する株主様1名に限らせていただきます。

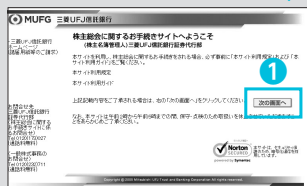
株主総会開催日時 2021年6月18日（金曜日）午前10時

複数回にわたり行使された場合の議決権の取り扱い

- 郵送（書面）とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効として取り扱わせていただきますのでご了承ください。
- インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。
また、パソコン、スマートフォンと携帯電話で重複して議決権を行使された場合も、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。

インターネットによる議決権行使のご案内

パソコンの場合のアクセス手順



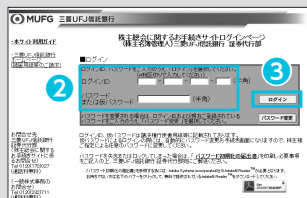
議決権行使サイトにアクセス

<https://evote.tr.mufig.jp/>

①「次の画面へ」をクリック



ログインする



②お手元の議決権行使書用紙の右下に記載された「ログインID」及び「仮パスワード」を入力

③「ログイン」をクリック



以降、画面の案内に沿ってお進みください。

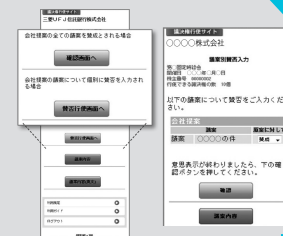
スマートフォンの場合のアクセス手順



① QRコードを読み取る

お手持のスマートフォンにて、同封の議決権行使書副票（右側）に記載の「ログイン用QRコード」を読み取る。

※セキュリティの観点からQRコードを用いた議決権行使は1回に限り可能です。2回目以降は、QRコードを読み取っても「ログインID」「仮パスワード」の入力が必要になります。



② 議決権行使方法を選び、各議案の賛否を選択



- 株主様以外の第三者による不正アクセス（“なりすまし”）や議決権行使内容の改ざんを防止するため、ご利用の株主様には、議決権行使サイト上で「仮パスワード」の変更をお願いすることになりますのでご了承ください。
- 株主総会の招集の都度、新しい「ログインID」及び「仮パスワード」をご通知いたします。

- （1）インターネットによる議決権行使は、パソコン、スマートフォンまたは携帯電話から、当社の指定する議決権行使サイト（<https://evote.tr.mufig.jp/>）にアクセスしていただくことによるのみ実施可能です。（ただし、毎日午前2時から午前5時までは取り扱いを休止します。）
- （2）議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用（インターネット接続料金、電話料金、パケット通信料等）は、株主様のご負担とさせていただきます。
- （3）インターネットのご利用環境や機器によっては、議決権行使ウェブサイトをご利用いただけない場合があります。

インターネットによる議決権行使システム等に関するお問い合わせ先

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部（ヘルプデスク）

本サイトでの議決権行使に関するパソコン、スマートフォンまたは携帯電話の操作方法がご不明の場合は、下記にお問い合わせください。

電話 0120-173-027（受付時間 9:00～21:00、通話料無料）

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第 1 号議案 監査役報酬額改定の件

当社の監査役の報酬額は、2008年6月27日開催の第10期定時株主総会において、年額2,500万円以内にご承認いただき今日に至っておりますが、その後の当社の企業規模の増大及び経済情勢の変動等、諸般の事情を考慮して、監査役の報酬額を年額3,000万円以内と変更させていただきたいと存じます。

なお、現在の監査役の員数は4名でありますが、本定時株主総会が終結しますと監査役の員数は3名となります。

第2号議案 補欠監査役1名選任の件

法令に定める監査役の員数が欠けた場合においても監査業務の継続性を維持するため、補欠の社外監査役1名の選任をお願いいたしたいと存じます。

候補者の補欠の社外監査役としての選任の効力は、就任前に限り、監査役会の同意を得て、取締役会の決議により、これを取り消すことができるものといたします。

なお、本議案の提出につきましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は、次のとおりであります。

やま もと まさ き
山 本 将 貴

(1974年4月28日生)

新 任

所有する当社の株式数

普通株式
0株

略歴及び当社における地位（重要な兼職の状況）

1998年4月 株式会社ぎょうせい入社

2016年1月 第二東京弁護士会登録

将山法律事務所開所（現任）

選任理由

＜補欠の社外監査役候補者とした理由＞

同氏につきましては、弁護士としての専門知識と経験等により、業務執行の経営判断の妥当性について、法的立場から意見・支援を受けることで、当社の監査体制の強化に活かしていただけたと考えたため、補欠の社外監査役として選任をお願いするものであります。

- (注) 1. 候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 補欠監査役候補者山本将貴氏は、補欠の社外監査役候補者であります。
なお、当社は、同氏が社外監査役に就任した場合、同氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出る予定です。
3. 当社は、山本将貴氏が選任され、監査役に就任した場合、当社定款第35条の規定に基づき、同氏との間で会社法第423条第1項の責任について、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度とする責任限定契約を締結する予定であります。
4. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者である役員等がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により補填することとしております。山本将貴氏が選任され、監査役に就任した場合、同氏は当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。

以 上

(添付書類)
事業報告 (2020年4月1日から2021年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度のわが国においては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止を目的として国・地方自治体・企業・市民がかつてない広範な取り組みを行い、その影響が社会経済全般に大きな影響を与えました。特に2020年4月7日から5月25日まで発令されていた緊急事態宣言の下では社会経済活動の抑制が大掛かりに行われ、わが国経済は、諸政策による下支えはあるものの、消費・生産の急速な減速、雇用情勢の悪化が顕著に現れるものとなりました。5月に緊急事態宣言が解除されてから以降は、産業による程度の差はありながらも経済活動全体としては回復傾向が示されてきました。企業活動・社会活動においては、全体としては活発さを取り戻す動きが底流にありながらも、業種毎・地域毎に回復状況に差があり時期による浮き沈みも見受けられました。特に、飲食業・宿泊業等の集積する大都市においては、雇用環境等への影響が顕著に現れ、居住者の減少など注目される事象も生じました。その後、2021年1月から3月にかけての第2回目の緊急事態宣言下においては、感染症対策に係る知見の蓄積もあり、前回宣言時と比べて社会経済面の制限や混乱は限定的な様子を見せました。そして世界的なワクチン接種の開始とともに、近い将来の事態収束への期待は広く共有されるようになっていますが、収束までの期間に次なる感染の波が到来することへの不安もあり、回復の時期やペースについては不透明な状態にあると感じられています。

当社グループ（当社及び当社の連結子会社）が主力とする不動産賃貸仲介の業界におきましては、5月の緊急事態宣言解除後の社会経済活動の回復に向けた動きを背景に転居の需要水準が持ち直したものの、秋以降は東京都や愛知県を中心とした都市部における転居需要の低下が見受けられるなど、社会経済の動向による需要水準の変動が地域別・時期別に特徴的に現れるようになりました。一方、事業の運営スタイルについては、「不動産テック」と呼ばれるＩＴ技術を活用して部屋探しのお客様のニーズを満たすことの重要性がかねてより増しつつありましたが、今般の社会情勢下では対面接客ではなくオンライン上でサービスを受けることが利用者にとって選択肢の一つとして浸透しており、そのニーズに対応するためのＩＴ技術の導入範囲・活用における習熟の度合いが企業の競争力に影響を与え得るものと考えられています。また、企業間の競争という観点では、地域別・時期別の変動を吸収するための事業規模を備えていることや、広域にわたる集客・コスト削減など規模の経済の活用余地を備えていることが重要性をもつ環境になっているといえます。

このような事業環境の下で、当社グループは、従業員・お客様・お取引先様の新型コロナウイルス感染予防を重視しながら事業運営を継続いたしました。各店舗・オフィスにおける飛沫防止設備の導入や消毒薬の常備、ソーシャル・ディスタンスの確保、マスク着用の徹底等の直接的な衛生管理をはじめとして、テレワーク・時差出勤・時短勤務などの労務環境面の工夫も全社的に行いました。また、オンラインサービスへのニーズにお応えするため、お客様が来店しなくても部屋探しのできるハウスコム「オンライン部屋探し」を4月にご提案いたしました。「オンライン部屋探し」は、オンライン接客、オンライン内見、ＩＴ重説、契約書類・鍵の郵送やりとりにより、対面接触しないでも部屋探しをすることのできるサービスであり、お客様ニーズの充足と運営の効率性の双方に好影響を与えるものとなっています。

また、「オンライン部屋探し」以外にも、お客様の利便性向上と事業者の生産性向上をもたらすＩＴ技術の活用を更に進めることができました。業務効率化を目的としたＲＰＡについては、社内プロジェクトにてテーマを選定して継続的に導入が進んでおります。契約事務のＩＴ化においては、賃貸借の更新契約の電子化は昨年度より取り入れられており既に7,000件以上の締結実績があり、また、電子申込・電子契約手続きをスタートして将来的に新規賃貸借契約締結の電子化が許可されたときにはいち早く対応できる体制を整えました。ＩＴ重説については、次世代のＩＴ重説の実施方法に関する知見を蓄積するため、国土交通省の「賃貸取引における重要事項説明書等の電磁的方法による交付に係る社会実験」に参加登録しております。このように、当社グループはＤＸ（デジタルトランスフォーメーション）時代に適合すべくＩＴ技術活用の取り組みを進めていますが、同時に、リアルとデジタルをまたがる消費者のリアルな反応に関する知見とノウハウの蓄積にも注力しています。一例としては、オンライン上のやりとりによって店舗に来訪する前に入居決定への動機を高め、来店後の成約率を高めるノウハウの構築が挙げられ、全社的に導入・運用が進められています。

また、コロナ収束後を見据えて、将来に向けての投資を積極的に推進いたしました。当連結会計年度においては5店舗の新規出店を行い、2021年3月末においては直営店189店舗、フランチャイズ1店舗の合計190店舗体制となりました。新規出店のうち1店舗は2月にオープンした「OUCHI.com新宿」であり、外国籍のお客様をメインターゲットにした新スタイルの店舗になっています。そして事業領域拡張の一環として、当社グループとして初となる不動産売買専門の拠点を10月に設けるとともに、家主様向けの新サービス「ハウスコムスマートシステム」を7月に上市して継続的にサービス内容を追加してきました。また、

大阪を中心に不動産賃貸仲介店舗を23店舗保有する株式会社宅都の株式を2021年3月1日付で100%取得し子会社化しました。株式会社宅都を取得することで、当社直営店189店舗及び株式会社宅都直営店23店舗の合計212店舗の体制を当社グループとして構築し、2019年4月26日に公表した中期経営計画の目標値である「2022年3月末の直営店舗数208店舗」を前倒しで実現することができました。システム投資の重要性の高まるDX時代においては投下資金を回収するための事業規模の確保が重要性を増すことが予想されますが、店舗網拡充の加速はその下支えになると考えております。なお、株式会社宅都は連結子会社であり当連結会計年度末の連結貸借対照表にはその影響が反映されておりますが、連結損益計算書への反映は2022年3月期の第1四半期から開始することを予定しており、当連結会計年度の連結損益計算書にはその業績は反映されていません。

これらの結果、当社グループの経営成績は、営業収益12,299百万円（前年同期比5.5%減、715百万円減）、営業利益351百万円（前年同期比65.4%減、665百万円減）、経常利益576百万円（前年同期比51.3%減、606百万円減）、親会社株主に帰属する当期純利益312百万円（前年同期比53.6%減、361百万円減）となりました。

セグメント毎の業績は、次のとおりです。また、セグメント区分による各事業の内容は（注1）（注2）に記載しております。

① 不動産関連事業（注1）

不動産関連事業は、営業収益は10,757百万円（前年同期比7.8%減）、セグメント利益は1,962百万円（前年同期比17.0%減）となりました。これらの業績は、新型コロナウイルス感染症拡大による社会経済情勢の影響を受けて不動産賃貸仲介件数が前年同期比4,577件減少の72,279件（前年同期比6.0%減）となったことにより、仲介手数料をはじめ周辺商品販売など営業収益全般が低調となったことが主たる要因であります。この間において広告宣伝費をはじめとした費用面の見直しや会議・研修等のオンライン化によるコスト低減効果があるものの、営業収益の減額を補うことはできず、利益においても減額となりました。なお、仲介件数の動向については、時期別の内訳として4月～6月の3か月間の仲介件数は14,182件（前年同期比19.0%減、3,321件減少）、7月～9月は17,906件（前年同期比0.3%減、55件減少）、10月～12月は15,208件（前年同期比8.6%減、1,433件減少）、1月～3月は24,983件（前年同期比0.9%増、232件増加）でした。これは、緊急事態宣言に伴う影響を大きく受けた後、転居需要の回復が始まりながらも、10月～12月

においては地域による動向差が顕著に表れて当社の事業展開の中心である東京圏及び中京圏を中心に地域市場全体の転居需要が低下した影響を受けたこと、引っ越しシーズンである1月から3月の繁忙期においては諸施策の効果もあり前年を超過したことが反映されたものであります。

② 施工関連事業（注2）

施工関連事業は、営業収益は1,542百万円（前年同期比14.9%増）、セグメント利益は78百万円（前年同期比53.0%減）となりました。これらの業績は、ハウスコム株式会社内のリフォーム事業の営業収益が社会情勢の影響下で前年同期に比べ103百万円減少した985百万円（前年同期比9.5%減）となったこと、2019年7月に子会社化したエスケイビル建材株式会社の業績（営業収益557百万円）が当連結会計年度においては連結対象として一年間分（前年同期は4か月分）が取り込まれたことによるものであります。

（注1）「不動産関連事業」は、不動産仲介、広告・損害保険・各種サービス等に関する事業です。

（注2）「施工関連事業」は、リフォーム、請負建築工事等であり、ハウスコム株式会社内のリフォーム事業及び100%子会社のエスケイビル建材株式会社による事業により構成されています。

(参考) ハウスコム株式会社単体における経営成績は、以下のとおりです。

事業部門	営業収益 (千円)	比率 (%)	前期比 (%)
不動産賃貸仲介事業	5,108,812	45.0	94.3
仲介関連サービス事業	4,647,280	40.9	90.8
その他の事業	1,598,698	14.1	100.4
合 計	11,354,791	100.0	93.6

ハウスコム株式会社単体における当事業年度の業績は、営業収益11,354百万円（前年同期比6.4%減）、営業利益505百万円（前年同期比60.0%減）、経常利益709百万円（前年同期比50.4%減）、当期純利益430百万円（前年同期比53.6%減）となりました。営業収益においては、上述のように、仲介件数の減少が主たる要因となり、不動産賃貸仲介収入が306百万円減少（前年同期比5.7%減）、周辺商品販売の減少とリフォーム事業の低下により仲介関連サービス収入が470百万円減少（前年同期比9.2%減）、その他事業が5百万円の増加（前年同期比0.4%増）となりました。また、費用においては、店舗数増加による家賃等の増加、リフォーム事業低下に伴う工事原価の減少、歩合給等の業績連動性のある人件費の減少、子会社取得等に伴う諸費用等の影響があり、営業費用全体においては11百万円減少（前年同期比0.1%減）となりました。それらの結果、ハウスコム株式会社単体の営業利益は759百万円減少（前年同期比60.0%減）の505百万円となりました。

(2) 資金調達等についての状況（重要なものに限る。）

① 資金調達

該当事項はありません。

② 設備投資

当連結会計年度において実施いたしました、主な設備投資は次のとおりであります。

事業所名	地区	業種の種類別 セグメントの 名 称	設備の内容	取得価額（千円）				
				建物附属 設備	構築物	工具、器具 及び備品	そ の 他 (※)	合計
土 浦 店	茨城地区新店 1 カ所	不動産関連事業	営業店舗 (賃 貸)	6,423	－	370	－	6,793
市 川 店	千葉地区移転 1 カ所	不動産関連事業	営業店舗 (賃 貸)	4,971	－	－	－	4,971
高田馬場店	ほか東京地区新店 1 カ所 (新店合計 2 カ所)	不動産関連事業	営業店舗 (賃 貸)	11,367	－	1,071	－	12,439
本 社	東京地区 1 カ所	－	本 社 (賃 貸)	－	－	－	770,078	770,078
川崎センター	神奈川地区開設 1 カ所	不動産関連事業	営業店舗 (賃 貸)	2,976	－	315	－	3,291
中央林間店	神奈川地区移転 1 カ所	不動産関連事業	営業店舗 (賃 貸)	6,445	－	535	－	6,980
たまプラーザ店	神奈川地区開店予定 1 カ所	不動産関連事業	営業店舗 (賃 貸)	3,551	－	399	－	3,950
黒 川 店	ほか愛知地区新店 1 カ所 (新店合計 2 カ所)	不動産関連事業 及び施工関連事業	営業店舗 (賃 貸)	4,307	－	644	－	4,951
合 計				40,043	－	3,334	770,078	813,456

(※) 主として基幹システム刷新等によるソフトウェアおよびソフトウェア仮勘定の増加です。

リース契約による主な賃貸設備は、次のとおりであります。

名 称	数 量	リース期間	年間リース料	リース契約残高
(オペレーティングリース)				
車 両 運 搬 具	540	5 年	189,337	396,877
工 具、器 具 及 び 備 品	76	1 年	674	103

(注) 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

(3) 財産及び損益の状況

① 企業集団の財産及び損益の状況

区 分	第20期 2018年3月期	第21期 2019年3月期	第22期 2020年3月期	第23期 (当連結会計年度) 2021年3月期
営 業 収 益 (千円)	—	—	13,015,893	12,299,898
経 常 利 益 (千円)	—	—	1,183,076	576,363
親会社株主に帰属する当期純利益 (千円)	—	—	673,621	312,256
1 株 当 た り 当 期 純 利 益	—	—	87円24銭	40円37銭
総 資 産 額 (千円)	—	—	9,802,637	9,812,431
純 資 産 額 (千円)	—	—	6,459,773	6,512,559
1 株 当 た り 純 資 産 額	—	—	832円09銭	837円07銭

(注) 第22期(2020年3月期)より連結計算書類を作成しているため、第21期(2019年3月期)以前の各数値については記載しておりません。

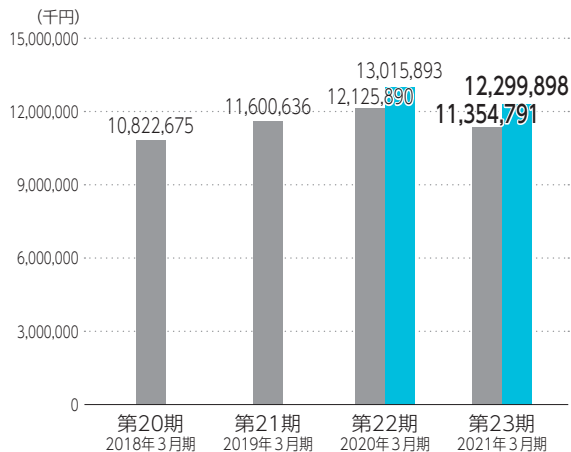
② 当社の財産及び損益の状況

区 分	第20期 2018年3月期	第21期 2019年3月期	第22期 2020年3月期	第23期(当期) 2021年3月期
営 業 収 益 (千円)	10,822,675	11,600,636	12,125,890	11,354,791
経 常 利 益 (千円)	1,328,309	1,349,109	1,429,879	709,260
当 期 純 利 益 (千円)	856,116	891,467	927,806	430,477
1 株 当 た り 当 期 純 利 益	110円76銭	115円52銭	120円17銭	55円66銭
総 資 産 額 (千円)	8,895,864	9,408,119	9,811,073	9,817,601
純 資 産 額 (千円)	5,438,072	6,034,944	6,699,875	6,873,366
1 株 当 た り 純 資 産 額	699円85銭	778円38銭	863円16銭	883円66銭

(注) 2018年4月1日付で普通株式1株につき普通株式2株の割合で株式分割を行っております。2018年3月期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して1株当たり当期純利益、1株当たり純資産額を算定しております。

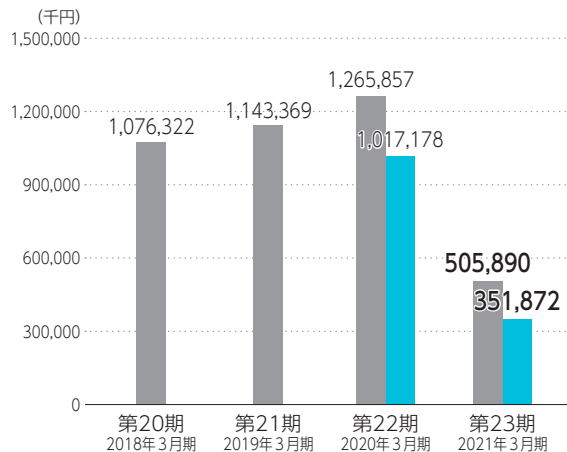
営業収益

■ 単体 ■ 連結



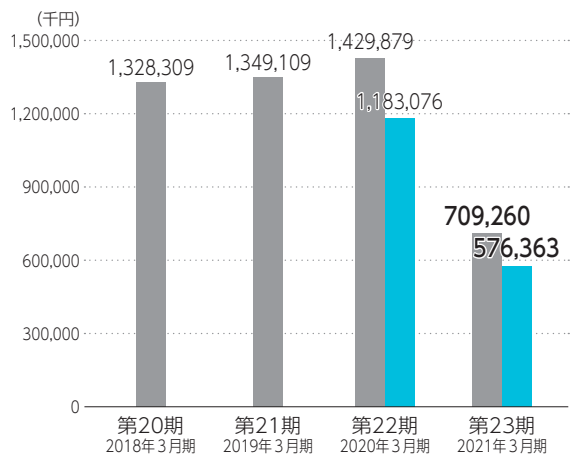
営業利益

■ 単体 ■ 連結



経常利益

■ 単体 ■ 連結

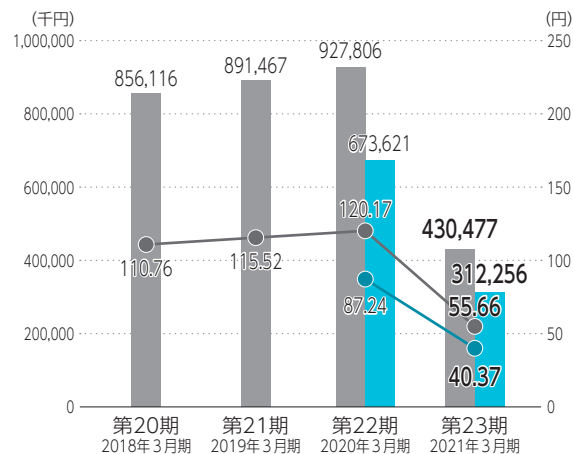


親会社株主に帰属する当期純利益及び当期純損失(△)

■ 単体 ■ 連結

1株当たり当期純利益

● 単体 ● 連結



(4) 対処すべき課題

当社グループは、これまで2019年4月26日に公表した中期経営計画において重要方針として定めた4項目（新規出店による規模の拡大、店舗の競争力の強化、新商品・新規事業による収益源の多様化、成長を支える内部体制の充実）の取り組みを着実に進めて参りました。また、今後の成長のためには、事業領域の拡大及び競争力の強化等による成長の加速と、継続収入型サービスによる安定収益基盤の構築を含めた新たな事業ポートフォリオの構築とが中長期的に重要であると認識しております。そして、今後の発展に向けて事業を前進させていく上では、コンプライアンスやお客様満足度向上の追求は揺るがせてはならない必要不可欠なものであると受け止めております。

一方、2020年に入ってから以降、新型コロナウイルス感染症が需要環境や消費者心理、世の中のサービスのあり方全般に大きな影響を与えており、その状況に対して適切に対処していくことが非常に大きな重要性を持つようになりました。そして業績の回復とその先の成長のために、アフターコロナに向けた準備もまた大切な段階にきてしていると理解しております。

このような状況認識に基づき、優先的に対処すべき課題は以下のとおりです。

① コンプライアンスの徹底

当社は、宅地建物取引業法に基づき、国土交通大臣免許（免許証番号：国土交通大臣(5)第6094号）を取得しており、当社が属する不動産賃貸仲介業界は、当該法規制等の下に事業展開しております。法令遵守は企業存続の基本であり、前提であることから、宅地建物取引業法のみならず、関係諸法令を遵守することは当然のことであるとの認識で事業活動しております。これは将来においても変わることのない方針であるため、全社的に更なる徹底が必要であると考えており、全従業員を対象としたEラーニングシステムを活用し、コンプライアンス意識の更なる醸成を進めて参ります。

② お客様満足度の向上

部屋探しのお客様の満足度を高めるためには、仲介斡旋可能な賃貸物件の品揃え（幅広く多数の物件をご紹介できること）と、当社スタッフが高い提案力と好感の持てる接客でお客様に向き合うことが重要であると考えられます。それらをより良くしていくために、物件についての仕入れ・空室情報の入手と、各種研修やOJT等を通じたサービス水準の向上に努めて参ります。

③ 人材育成の強化

優秀な人材を確保することができなければ事業の発展は困難であり、お客様満足度の向

上も企業価値の向上も、いずれも実現は困難になります。そのため、事業活動の要となる人材の確保・育成強化に努めます。具体的には、入社時からはじまり各職種・各階層別に策定された各種研修プログラムに基づき、計画的に研修を実施し、知識の向上ではEラーニングシステムを活用し人材育成を強化しております。また、経験の幅を広げ蓄積を重ねていくため、店舗間の異動や本社―店舗間の異動を適切なタイミングで行うように努めて参ります。

④ I T技術の積極的な導入と活用の浸透（店舗競争力の強化）

店舗競争力の強化は事業戦略の重要方針の1つであり、そのなかでも、現在、不動産テックと呼ばれるI T技術を活用して部屋探しのお客様のニーズを満たすことが、競争力の重要な要素になっています。当社グループは、早くよりA I（人工知能）を活用した部屋探し支援サービスやマイボックス（個人別連絡用WEBサイト）、A Iを活用したチャット機能などを導入してきました。また、最近の社会情勢下で求められるオンラインサービスにも対応済みです。こうした技術の活用は、単に仕組みの導入だけでなく運用における習熟が快適な利便性の鍵になり得るとともに、常により利便性の高いものが求められる可能性があります。これら技術の導入について常に見直しを進めるとともに、スピーディーに習熟して高い品質の実運用を行えるように取り組みを進めて参ります。

⑤ 新規出店の推進

新規出店による規模の拡大は、事業戦略の重要方針の1つであり、事業の成長スピードに影響を与え得るものです。そのため、需要が継続的に見込まれる地域を対象に、良好な立地のテナントについての情報を多数集め、地域バランスやタイミングを考慮しながら新規出店を継続して参ります。

⑥ 新商品・新規事業による収益源の多様化

不動産賃貸仲介業務によって得られる入居者様・家主様との接触機会は、それらの方々の様々なニーズを充足することができれば新しいビジネスの広がりを生むことができます。また、それは当社グループにとっては収益源が多様化することにつながり、事業の安定化と成長の加速をもたらすことのできるものです。新しい収入源を拡大し企業価値の向上につなげるため、新商品の導入や新規事業の立ち上げ・強化に取り組んで参ります。

⑦ 新型コロナウイルス感染症がもたらす影響への対処

新型コロナウイルス感染症による社会経済的な影響は、ワクチン接種の普及により収束方向に向かうことが予想されています。その収束に伴う社会経済の回復プロセスにおいては、これまで大都市部において雇用が損なわれていた飲食業・宿泊業等の業界への従業者の回帰や一時的に抑制・先送りされていた引っ越し・転居需要の顕在化等により、経済活

動の活性化にあわせて転居需要の水準が回復・成長することが期待されます。また、テレワーク等による新しい働き方・居住環境の選好が浸透することで、これまでにない新たな労働環境及び居住空間を求める需要が発生する可能性もあります。一方で、次なる感染の波が到来することへの不安もあり、回復本格化の時期やペースについては不確実性の高い状況にあると考えられます。

不動産関連事業においては、前期に引き続き効率的な事業運営を継続しながら、事業環境の変化に合わせて転居需要を確実に獲得するための各種施策を機動的に運営できるよう備えて参ります。また、様々なお客様層の需要を取り込むために、よりきめ細やかなサービスの提供に注力するとともに、将来の成長のための新規店舗開発、情報システム投資、新規商品の導入・販売強化、人材採用等を推し進めて参ります。新たにハウスコムグループの一員となった株式会社宅都については、PMI（買収後の統合）プロセスを通じてグループ内の補完・シナジー効果の追求に取り組んで参ります。

施工関連事業においては、転居市場の回復に伴って増加が期待されるリフォーム需要の取り込みに注力するとともに、子会社のエスケイビル建材株式会社の技術力・施工管理能力を活用した受注拡大に取り組めます。

株主の皆様におかれましては、今後とも一層のご支援とご指導を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

(5) 主要な事業内容

- ① 入居者斡旋等の不動産仲介業務
- ② 損害保険、並びに広告掲載の代理店業務
- ③ 不動産仲介斡旋に関連して発生する鍵交換やブロードバンドの取次など代理店業務
- ④ リフォーム、請負建築工事等の施工関連業務

(6) 主要な店舗・営業所並びに使用人の状況

① 主要な店舗・営業所

都道府県	店舗名	都道府県	店舗名
栃 木 県	宇都宮店・宇都宮東店・宇都宮南店 小山店	神 奈 川 県	溝の口店・鷺沼店・武蔵小杉店 元住吉店・川崎駅前店 向ヶ丘遊園店・鶴見店 横浜店・関内店・戸塚店 二俣川店・上大岡店・金沢文庫店 青葉台店・日吉店・綱島店 菊名店・横須賀中央店 京浜久里浜店・橋本店・相模原店 相模大野店・本厚木店・海老名店 中央林間店・大和店・秦野店 湘南台店・藤沢店・辻堂店 茅ヶ崎店・平塚店・小田原店 リフォームコム二俣川営業所
群 馬 県	前橋店・高崎店・伊勢崎店・太田店 リフォームコム太田営業所		沼津店・富士店・静岡草薙店 静岡北店・静岡店・藤枝店 掛川店・磐田店・浜松店 浜松東店・浜松西店・浜松高台店 リフォームコム静岡営業所
茨 城 県	つくば研究学園店・土浦店・水戸駅前店 水戸元吉田町店		豊橋店・豊川店・三河豊田店・豊田店 岡崎店・大樹寺店・新安城店・知立店 刈谷店・野並店・塩釜口店・新瑞橋店 藤が丘店・星ヶ丘店・本山店・池下店 上小田井店・浄心店・高畑店 東海通店・小幡店・大曽根店・黒川店 中村公園店・熱田店・勝川店 春日井店・小牧店・一宮駅前店 リフォームコム名古屋営業所 リフォームコム岡崎営業所
埼 玉 県	熊谷店・上尾店・大宮店・大宮東口店 武蔵浦和店・北浦和店・浦和店 浦和東口店・南浦和店・蕨店・川口店 東川口店・志木店・和光店・久喜店 春日部店・越谷店・草加店・所沢店 所沢駅前店・川越店 リフォームコム川口営業所		岐 阜 県 岐阜店・岐阜駅前店
千 葉 県	千葉店・千葉中央店・稲毛店・勝田台店 八千代台店・津田沼店・北習志野店 船橋店・西船橋店・本八幡店・市川店 行徳店・浦安店・松戸店・柏店 南流山店・成田店 リフォームコム船橋営業所	静 岡 県	三 重 県 四日市店
東 京 都	瑞江店・西葛西店・小岩店・新小岩店 青砥店・亀有店・押上店・日暮里店 綾瀬店・北千住店・中野店・荻窪店 赤羽店・王子店・成増店・上板橋店 練馬店・石神井公園店・駒込店 池袋西口店・高田馬場店・五反田店 三軒茶屋店・桜新町店・明大前店 千歳烏山店・祖師ヶ谷大蔵店 自由が丘店・学芸大学店・大岡山店 蒲田店・大森店・ひばりヶ丘店 吉祥寺店・武蔵境店・三鷹店 武蔵小金井店・国分寺店・国立店 立川店・立川南口店・調布店・府中店 聖蹟桜ヶ丘店・八王子駅前店 八王子店・町田店・町田駅前店 OUCHI. c o m新宿 リフォームコム立川営業所	愛 知 県	京 都 府 桂店・太秦天神川店
		岐 阜 県	大 阪 府 高槻店・茨木店・豊中店・和泉府中店
		三 重 県	香 川 県 高松店
		京 都 府	福 岡 県 吉塚店・大橋店・天神店
		大 阪 府	沖 縄 県 那覇店・小禄店・美里店
		香 川 県	
		福 岡 県	
		沖 縄 県	

(注) 上記のほか、2021年3月1日付で、株式会社宅都ホールディングスより株式会社宅都の全株式を取得による完全子会社化に伴い、直営店23店舗（大阪府22店舗、京都府1店舗）があります。

② 使用人の状況

1) 企業集団における使用人の状況

使用人数	前連結会計年度末比
1,208 名	169 名増

(注) 使用人数は就業人員数であります。

2) 当社における使用人の状況

使用人数	前事業年度末比	平均年齢	平均勤続年数
1,044 名	24 名増	34.4 歳	6.6 年

(注) 使用人数は就業人員数であります。

(7) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

会社名	資本金 (千円)	親会社の議決権比率 (%)	主要な事業内容
大東建託株式会社	29,060,991	51.7	建物賃貸事業の企画・建築

当社は、親会社が建設した賃貸建物に対し、一般賃貸建物と同様に当社の本業の一部として入居者の仲介斡旋を行っております。

② 子会社の状況

会社名	所在地	資本金	出資比率	主要な事業内容
ハウスコムテクノロジー株式会社	東京都港区	45,000千円	100.0%	広告代理店業務、WEBサイトの運営・管理業務、印刷物の制作業務
エスケイビル建材株式会社	埼玉県富士見市	10,000千円	100.0%	塗装工事、金属製建具工事、内装工事など建築物の施工、営繕及び工事管理業務等
株式会社宅都	大阪府大阪市	50,000千円	100.0%	不動産賃貸仲介業

(注) 当社は、2021年3月1日付で、株式会社宅都ホールディングスより株式会社宅都の全株式を取得し、完全子会社化いたしました。

- ③ 事業年度末日における特定完全子会社の状況
当社は、特定完全子会社はありません。

(8) 主要な借入先及び借入額

該当事項はありません。

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

当社は、2020年12月23日開催の取締役会において、2021年3月1日付で株式会社宅都の株式を取得し、子会社化することを決議いたしました。同社は大阪市内中心部・北摂エリアを中心に関西圏に不動産賃貸仲介店舗を構えており、当社グループとしての店舗網の拡大、そして将来的にはスケールメリットによる効率化を見込んでおります。また、従業員の交流・異動を通じた人材の成長や組織の活性化、それが更なる次の当社グループの発展につながることを期待できると判断いたしました。

当該株式の取得に伴い、2021年3月期より株式会社宅都は当社の連結子会社となりました。

2. 株式に関する事項

(1) 株式の状況

- | | | |
|--------------|-------------|------------------|
| ① 発行可能株式総数 | 20,000,000株 | |
| ② 発行済株式の総数 | 7,742,862株 | (自己株式47,138株を除く) |
| ③ 当事業年度末の株主数 | 3,098名 | |
| ④ 大株主の状況 | | |

株主名	持株数 (株)	持株比率 (%)
大 東 建 託 株 式 会 社	4,000,000	51.66
ハ ウ ス コ ム 従 業 員 持 株 会	315,800	4.08
多 田 勝 美	310,000	4.00
日 本 マ ス タ ー ト ラ ス ト 信 託 銀 行 株 式 会 社 (信 託 口)	94,900	1.23
秋 山 峰 延	79,000	1.02
田 村 穂	73,900	0.95
田 浦 光 敏	61,000	0.79
熊 切 直 美	60,000	0.77
稲 田 昭 夫	60,000	0.77
株式会社日本カストディ銀行 (信託口)	47,600	0.61

(注) 持株比率は、自己株式 (47,138株) を控除して算出しています。

(2) その他株式に関する重要な事項

該当事項はありません。

3. 新株予約権等に関する事項

当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権等の状況

	2014年5月15日 取締役会発行決議	2015年5月21日 取締役会発行決議	2016年5月18日 取締役会発行決議	2017年5月16日 取締役会発行決議
新株予約権の払込金額	1株当たり 269.98655円	1株当たり 655.51円	1株当たり 595.915円	1株当たり 827.075円
新株予約権の行使価額	1株当たり1円	1株当たり1円	1株当たり1円	1株当たり1円
新株予約権の行使条件	1. 新株予約権の割当を受けた者（以下、「新株予約権者」という。）は、当社の取締役の地位を喪失した日の翌日から10日（10日目が休日に当たる場合には翌営業日）を経過する日までの間に限り、新株予約権を行使することができるものとする。 2. 新株予約権者が死亡した場合、相続人は新株予約権を承継することができる。 3. 上記1、2に関わらず、新株予約権者及び相続人は、以下に定める場合には、定められた期間内に限り新株予約権を行使することができるものとする。 ・当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、当社が分割会社となる吸収分割契約もしくは新設分割計画承認の議案、または、当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案につき当社の株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、取締役会決議がなされた場合）、当該承認または決定がなされた日の翌日から15日間 4. 1個の新株予約権につき、一部行使はできないものとする。			
新株予約権の行使期間	2014年5月31日から 2044年5月30日まで	2015年6月6日から 2045年6月5日まで	2016年6月4日から 2046年6月3日まで	2017年6月2日から 2047年6月1日まで
当社役員の保有状況	取 締 役			
新株予約権の数	155個	56個	57個	53個
目的となる株式の種類及び数	普通株式31,000株	普通株式11,200株	普通株式11,400株	普通株式10,600株
保有者数	1人	2人	2人	2人

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等

氏 名	地 位	担 当	重 要 な 兼 職 の 状 況
田 村 穂	代表取締役	社長執行役員	—
安 達 昌 功	取 締 役	執 行 役 員 ITシステム部長	—
川 原 栄 司	取 締 役		大東建託株式会社 執行役員 大東建託パートナーズ株式会社 専務取締役 大東建託リーシング株式会社 取締役 少額短期保険ハウスガード株式会社 取締役 ハウスリーブ株式会社 取締役 ハウスペイメント株式会社 取締役
石 本 哲 敏	取 締 役	—	弁護士 石本哲敏法律事務所 代表弁護士 あいホールディングス株式会社 社外監査役 岡部株式会社 社外取締役
角 田 朋 子	取 締 役	—	公認会計士 角田朋子公認会計士事務所 代表公認会計士 株式会社Lumiere 代表取締役
村 岡 彰	常勤監査役	—	—
岡 本 司	監 査 役	—	公認会計士 大東建託株式会社 執行役員経理部長 大東建託リーシング株式会社 監査役 大東建託パートナーズ株式会社 監査役 DAITO ASIA DEVELOPMENT PTE.LTD. 代表取締役社長 株式会社ガスパル 監査役 大東ファイナンス株式会社 監査役
今 井 良 明	監 査 役	—	公認会計士・税理士 今井公認会計士事務所 代表 グランツ税理士法人 代表社員 グランツ・コンサルティング株式会社 代表取締役 株式会社シンシア 社外監査役
鶴 田 信一郎	監 査 役	—	弁護士 独立開業 弁護士

- (注) 1. 取締役石本哲敏氏及び角田朋子氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
 2. 監査役今井良明氏及び鶴田信一郎氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
 3. 取締役角田朋子氏、監査役岡本司氏及び今井良明氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有する者であります。

4. 当社は、取締役石本哲敏氏及び角田朋子氏、並びに監査役今井良明氏及び鶴田信一郎氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
 5. 当事業年度中の取締役の異動は次のとおりであります。
 - ① 2020年6月19日開催の第22期定時株主総会終結の時をもって、取締役竹内啓氏は辞任により退任いたしました。
 - ② 2020年6月19日開催の第22期定時株主総会において、新たに川原栄司氏は取締役に選任され就任いたしました。
- (参考) 2021年4月1日現在の執行役員の氏名及び担当は以下のとおりであります。

氏 名	新所属・役職
田村 穂	代表取締役 社長執行役員
安達 昌功	取締役 執行役員 第4営業部長兼ITシステム部長
塚田 敦志	執行役員 第3営業部長
尾崎 雅哉	執行役員 第5営業部長

(2) 取締役及び監査役の報酬等の額

① 取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役の金銭報酬の額は、2007年6月28日開催の第9期定時株主総会において、年額1億5,000万円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与を含まない。）と決議されております。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は4名です。また、当該金銭報酬とは別枠で、2019年6月21日開催の第21期定時株主総会において、譲渡制限付株式報酬に係る報酬額を年額6,000万円以内、株式数の上限を年80,000株以内（社外取締役を除く。）と決議しております。当該定時株主総会終結時点の取締役（社外取締役2名を除く。）の員数は3名です。

監査役の金銭報酬の額は、2008年6月27日開催の第10期定時株主総会において、年額2,500万円以内と決議されております。当該定時株主総会終結時点の監査役の員数は3名です。

② 取締役の個人別の報酬等の内容の決定の委任に関する事項

当社においては、取締役の個人別の報酬等の内容の決定は、取締役会決議によりその決定を一任された代表取締役社長田村穂が行っており、株主総会で承認された取締役報酬の範囲内において、任意の諮問機関である指名評価委員会の意見を参考に個人別の報酬等を決定しております。

これらの権限を委任した理由は、当社全体の業績を俯瞰しつつ各取締役の役割及び成果に応じた評価を行うには代表取締役社長が最も適しているからです。

当社においては、当該権限が代表取締役社長によって適切に行使されるよう、任意の諮問機関である指名評価委員会を設置し、社外取締役の石本哲敏氏を議長として取締役の個人別の報酬等について代表取締役社長に意見を述べており、代表取締役社長は当該意見を参考に取締役の個人別の報酬等を決定していることから、代表取締役社長が委任された権限を適切に行使しているものと判断しております。

③ 取締役及び監査役の報酬等の総額等

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額 (千円)			対象となる 役員の員数 (名)
		基本報酬	業績条件型 譲渡制限付株式	勤務条件型 譲渡制限付株式	
取締役 (社外取締役を除く)	97,193	81,184	3,652	12,356	2
監査役 (社外監査役を除く)	17,261	17,261	—	—	1
社外役員	18,200	18,200	—	—	4

- (注) 1. 当事業年度末での取締役の人数は5名、監査役の人数は4名であります。上記の支給人数には、無報酬の取締役1名、無報酬の監査役1名をそれぞれ除いております。
2. 取締役の支給額には、使用人兼務役員の使用人分給与は含まれておりません。
3. 当社では、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えることを目的として、業績連動報酬等として業績条件型譲渡制限付株式 (Performance Share) を代表取締役及び業務執行取締役に付与しております。業績条件型譲渡制限付株式の払込金額に相当する報酬債権の額は、上記インセンティブとして機能するために十分と考えられる金額を役位別に取締役会決議により決定しており、また、企業価値の持続的な向上を図るために策定される内部的な目標計画である中期経営計画における最終年度の連結営業利益の達成を株式の譲渡制限解除の指標として採用しております。当連結会計年度においては、この指標に基づき、2021年3月期から2023年3月期までのいずれかの連結会計年度において連結営業利益12億8,000万円以上を達成することを譲渡制限解除の条件としており、当連結会計年度における連結営業利益の実績は3億51百万円でした。
4. 当社では、非金銭報酬等として、上記注3の業績条件型譲渡制限付株式 (Performance Share) に加え、勤務条件型譲渡制限付株式 (Restricted Stock) を代表取締役及び業務執行取締役に付与しております。その内容は、以下のとおりです。
- ① 譲渡制限期間
対象役員は、2020年9月28日（払込期日）から当社又は当社子会社の取締役を退任する日までの間、本割当株式について、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならない。
- ② 譲渡制限の解除条件
対象役員が、2020年6月19日から2023年に開催される当社定時株主総会の日までの期間（以下「本役務提供期間」という。）の間、継続して、当社又は当社子会社の取締役の地位にあったことを条件として、譲渡制限期間の満了時において、本割当株式の全部につき、譲渡制限を解除する。ただし、対象役員が本役務提供期間において、死亡、任期満了、その他当社の取締役会が正当と認める理由により当社又は当社子会社の取締役を退任した場合、譲渡制限期間の満了時に

において、本役務提供期間の開始日を含む月の翌月から当該退任日を含む月までの月数を36で除した数に、本割当株式の数を乗じた数（ただし、計算の結果、1株未満の端数が生ずる場合には、これを切り捨てる。）の本割当株式につき、譲渡制限を解除する。

③ 当社による無償取得

当社は、譲渡制限期間の満了時において、譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

④ 株式の管理

本割当株式は、譲渡制限期間中の譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができないよう、譲渡制限期間中は、対象役員が大和証券株式会社に開設した譲渡制限付株式の専用口座において管理される。

⑤ 組織再編等における取扱い

譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要しない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、取締役会の決議により、本役務提供期間の開始日を含む月の翌月から組織再編承認日を含む月までの月数を36で除した数（ただし、計算の結果、1を超える場合には1とする。）に、当該時点において保有する本割当株式数を乗じた数（ただし、計算の結果、1株未満の端数が生ずる場合には、これを切り捨てる。）の本割当株式につき、組織再編等効力発生日の前営業日の直前時をもって、これに係る譲渡制限を解除する。

(3) 社外役員に関する事項

区分	氏名	兼職先会社名	兼職の内容	関係
社外取締役	石本哲敏	石本哲敏法律事務所 あいホールディングス株式会社 岡部株式会社	弁護士 社外監査役 社外取締役	—
	角田朋子	角田朋子公認会計士事務所 株式会社 Lumiere	公認会計士 代表取締役	—
社外監査役	今井良明	今井公認会計士事務所 グランツ税理士法人 グランツ・コンサルティング株式会社 株式会社 シンシア	代表社員 代表取締役 社外監査役	—
	鶴田信一郎	独立開業	弁護士	—

(4) 社外役員の主な活動状況

区分	氏名	主な活動状況及び社外取締役に期待される役割に関して行った職務の内容
取締役	石本哲敏	当事業年度開催の取締役会12回のうち12回に出席し、必要に応じ、主に弁護士としての専門的知識・経験等を当社の経営強化のため発言を行っており、独立した立場から取締役会機能の強化と業務執行の監督等に十分な役割・責務を果たしております。また、上記のほか、任意の諮問機関である指名評価委員会の議長として、取締役の個人別の報酬等について適切に行使されるよう、意見を述べております。
取締役	角田朋子	当事業年度開催の取締役会12回のうち12回に出席し、必要に応じ、財務・会計の専門家としての見地から重要事項の決定と業務執行の監督機能強化のため、発言を行っており、独立した立場から取締役会機能の強化と業務執行の監督等に十分な役割・責務を果たしております。
監査役	今井良明	当事業年度開催の取締役会12回のうち12回に、監査役会13回のうち13回に出席し、財務・会計の専門家としての見地から、業務執行に対する意見を述べております。
監査役	鶴田信一郎	当事業年度開催の取締役会12回のうち12回に、監査役会13回のうち13回に出席し、法律の専門家としての見地から、業務執行に対する意見を述べております。

(5) 社外役員の責任限定契約に関する事項

当社は、各社外取締役及び各社外監査役との間において、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、同法第425条第1項に定める最低責任限度額を責任の限度としております。

(6) 社外役員の報酬等の総額

区分	支給 人数	報酬等の種類別の額（千円）			報酬等の額 （千円）	親会社等又は当該親会社等 の子会社等からの役員報酬等 （千円）
		基本報酬	業 績 条 件 型 譲渡制限付株式	勤 務 条 件 型 譲渡制限付株式		
社外取締役	2 名	10,500	—	—	10,500	—
社外監査役	2 名	7,700	—	—	7,700	—

5. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称

有限責任監査法人トーマツ

(2) 報酬等の額

	報酬等の額
当連結会計期間に係る会計監査人の報酬等の額	29,800千円
当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	32,800千円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当連結会計期間に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積もりの算出根拠などを確認し、検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。

(3) 非監査業務の内容

当社が監査公認会計士等に対して報酬を支払っている非監査業務の内容につきましては、新収益認識基準の導入に伴う助言業務に基づく報酬となります。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

(5) 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

6. 業務の適正を確保するための体制等の整備についての決議の内容の概要

(1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① コンプライアンス監視委員会は、業務遂行に関する法令遵守の状況を継続チェックする。
- ② 内部監査室が全拠点を対象に業務監査を実施し、社内基準に基づいた業務遂行が行われているかをモニタリングする。
- ③ 監査役は、必要に応じて内部監査室等と連携して、取締役の職務の執行の状況並びに取締役会の決議事項の実施状況を監視する。
- ④ 公益通報制度の窓口（通報窓口）を設置して、業務実施レベルでの法令遵守の確保、不正行為等の未然防止と早期発見に努める。
- ⑤ 社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力や団体とは、取引関係を含め一切関係を持たない。不当な要求に対しては、対応マニュアルに基づき、弁護士や警察等の外部専門機関とも連携して、毅然とした姿勢で組織的に対応する。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ① 法令・社内規程に基づき、取締役の職務の執行に係る情報を電磁的記録を含む文書（以下「文書等」とする。）により保存する。
- ② 文書等の保存期間は文書管理規程等の会社規程による。
- ③ 当該情報については、文書管理規程・個人情報保護規程を始めとする情報セキュリティに関する社内規程に基づき適正に管理する。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① コンプライアンス監視委員会は、各部門と連携して、リスク発生の未然防止並びにリスク管理に取り組む。
- ② コンプライアンス監視委員会は、内部監査室と連携し、経営活動における法令遵守に関するリスク管理を行う。
- ③ 業務の有効性及び財務報告の信頼性を確保するため、内部監査室と各部門が連携し、内部統制の運用体制を強化する。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 経営上の意思決定を迅速に行うため、取締役の人数を少人数におさえ、取締役会を少人数で構成している。取締役会は、毎月1回開催し、法令及び定款に記載された事項並びに事業運営に関わる重要な事項を決定する。
- ② 取締役、営業部門の部長、並びに営業部の推進管理職等が参加する営業部会議を定期的で開催し、個別具体的な業務上の課題・問題の対策協議を行う。当該会議は、現場の具体的な課題・問題を経営層が迅速に把握し、対処できる仕組みとする。

- ③ 取締役会で決定された経営上の基本方針に基づき、具体的な業務計画を策定し、当該計画に係る業務を執行するための手続き等を諸規程に定め、適正で効率的な業務執行が可能となる体制とする。

(5) 当社及び親会社、子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ① 子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制
当社は、関係会社管理規程を定め、同規程に基づき、子会社の職務の執行に係る重要事項を適宜報告させる。
- ② 子会社の損失の危険の管理に関する規定その他の体制
当社は、関係会社管理規程を定め、同規程に基づき、子会社の経営活動における法令遵守に関する重要事項を適宜報告させるとともに、当社の内部監査及び監査役監査を子会社にも実施する。
- ③ 子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
当社は、当社の取締役及び部門長に子会社の取締役等を兼務させることにより、当社の経営上の基本方針を迅速に子会社にも浸透させ、また、子会社の現場の具体的な課題・問題を当社に適宜報告させることにより、子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保する。
- ④ 子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
当社は、関係会社管理規程を定め、同規程に基づき、当社の内部監査及び監査役監査を子会社にも実施するとともに、当社の通報窓口を子会社にも適用して、業務実施レベルでの法令遵守の確保、不正行為等の未然防止と早期発見に努める。
- ⑤ その他の当社並びに親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
当社は、企業の独立性を保持しつつも、親会社の企業集団に属する立場から、法令等の遵守に関する当社の規程だけではなく、親会社の規程にも沿った内部統制システムを構築し、業務を執行する。

(6) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査役が当該使用人を置くことを求めた場合は、適切な人物を専属の使用人として選任し、その補助業務を行わせる。

(7) 監査役の職務を補助する使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役から必要な指示を受けた使用人は、その指示に関して取締役の指示は受けないものとする。当該使用人の人事考課は監査役が行い、当該使用人の選任・解任については、監査役の同意を得るものとする。

(8) 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制

- ① 取締役及び使用人、並びに、子会社の取締役、監査役及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者は、監査役に対して法定の事項に加え、全社的に重大な影響を及ぼす事項、内部監査の実施状況を速やかに報告する。報告の方法については取締役会と監査役会の協議により決定する。また、かかる監査役への情報提供を理由とした不利な処遇は、一切行わない。
- ② 監査役は、取締役会に出席し、適宜意見を述べる。また、全社的に重要な会議及び全社的な委員会等へ必要に応じて出席し、取締役及び使用人に説明を求めることができる。

(9) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ① 監査役は、必要に応じて取締役及び会計監査人と意見交換する。
- ② 監査役は、必要に応じて取締役及び使用人に対して、ヒアリングを実施する。
- ③ 監査役が必要と認めるときは、監査役の監査を支える弁護士、公認会計士、コンサルタントその他の外部アドバイザーを任用するなど必要な監査費用を認める。

7. 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当連結会計年度におきましては、前記「業務の適正を確保するための体制等の整備についての決議の内容の概要」に則った運用を実施しており、その主な取組みは以下のとおりです。

(1) コンプライアンス体制について

- ① コンプライアンス規程に基づき、社長、常勤監査役及び執行役員等で構成されるコンプライアンス監視委員会を原則月1回開催し、法令及び社内規程の遵守状況などの重点確認事項に関し担当部署から報告を受けるとともに、問題発生時に備えた対応及び防止策について検討いたしました。
- ② 内部通報規程に基づき、問題の未然防止と早期発見を図るため、通報窓口を設置し、調査及び適切な措置の実行に備えました。

(2) リスク管理体制について

- ① 経営における重大な損失、不利益等を最小限にするためリスク管理規程を制定してリスクの把握・評価・対応策等によるリスク管理を継続的に行っております。
- ② 内部監査室は、内部監査規程及び関係会社管理規程に基づき、子会社を含め組織横断的なリスクの状況把握、監視を行い、定期的に取締役に対してリスク管理に関する事項を報告しております。

(3) 取締役の職務執行について

当社は、取締役会規程に基づき、原則月1回の取締役会を開催し、法令又は定款に定められた事項及び経営上重要な事項の決議を行うとともに、取締役の職務執行の監督機能を強化しております。なお、当事業年度につきましては、取締役会を12回開催しております。

(4) 監査役の職務執行について

監査役会は、社外監査役2名を含む監査役4名で構成されております。当事業年度においては、13回開催しており、常勤監査役からの会社の状況に関する報告及び監査役相互による意見交換等が行われております。また、監査役は、取締役会を含む重要な会議への出席や代表取締役、会計監査人及び内部監査室と定期的な情報交換を行い、子会社を含めた取締役の職務の執行について監視をしております。

(5) 監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

常勤監査役は、取締役会に加えて経営会議等の重要な会議に出席しております。また、業務執行に関する重要な文書を閲覧し、必要に応じて取締役及び使用人に説明を求めています。定例の監査役会を開催しているほか、会計監査人及び内部監査室との情報交換や、代表取締役と定期的な面談を行っております。

(備考) 本事業報告中の記載金額及び株式数は、表示単位未満の端数を切捨てて表示しております。

連結計算書類

連結貸借対照表 (2021年3月31日)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流動資産	4,976,568	流動負債	2,528,251
現金及び預金	4,170,718	営業未払金	272,368
受取手形及び営業未収入金	358,935	リース債務	6,218
たな卸資産	73,119	未払金	314,386
前払費用	208,747	未払費用	489,605
その他	170,605	未払法人税等	298,537
貸倒引当金	△5,557	未払消費税等	48,597
固定資産	4,835,863	前受金	55,566
有形固定資産	482,849	預り金	247,770
建物附属設備	1,118,171	従業員預り金	109,238
減価償却累計額	△714,573	賞与引当金	685,962
構築物	45,654	固定負債	771,621
減価償却累計額	△24,523	長期預り保証金	37,940
工具、器具及び備品	249,059	リース債務	9,007
減価償却累計額	△223,616	退職給付に係る負債	650,372
リース資産	90,433	資産除去債務	74,300
減価償却累計額	△57,754	負債合計	3,299,872
無形固定資産	1,946,540	純 資 産 の 部	
のれん	855,046	株主資本	6,466,801
商標権	1,785	資本金	424,630
ソフトウェア	649,325	資本剰余金	341,062
ソフトウェア仮勘定	435,022	利益剰余金	5,753,259
電話加入権	4,295	自己株式	△52,150
その他	1,064	その他の包括利益累計額	14,486
投資その他の資産	2,406,473	退職給付に係る調整累計額	14,486
投資有価証券	69,957	新株予約権	31,271
営業保証金	968,100	純資産合計	6,512,559
差入保証金	662,255	負債及び純資産合計	9,812,431
長期前払費用	42,840		
繰延税金資産	619,222		
その他	44,096		
資産合計	9,812,431		

連結損益計算書 (2020年4月1日から2021年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額
営業収益	12,299,898
仲介手数料収入	5,108,812
仲介業務関連収入	5,606,976
完成業務高	1,547,287
その他の収入	36,821
営業費用	11,948,026
営業利益	351,872
営業外収益	233,524
受取利息	326
受取配当金	202,073
雑収入	31,123
営業外費用	9,033
支払利息	206
支払手数料	5,783
雑損失	3,043
経常利益	576,363
特別損失	42,450
減損損失	42,450
税金等調整前当期純利益	533,913
法人税、住民税及び事業税	269,169
法人税等調整額	△47,512
当期純利益	312,256
親会社株主に帰属する当期純利益	312,256

連結株主資本等変動計算書 (2020年4月1日から2021年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	424,630	338,832	5,719,442	△71,372	6,411,532
当期変動額					
剰余金の配当			△278,438		△278,438
親会社株主に 帰属する当期純利益			312,256		312,256
自己株式の処分		2,230		19,221	21,452
株主資本以外の項目の 連結会計年度中の変動額(純額)					
当期変動額合計	—	2,230	33,817	19,221	55,269
当期末残高	424,630	341,062	5,753,259	△52,150	6,466,801

	その他の包括利益累計額		新株予約権	純資産合計
	退職給付に係る 調整累計額	その他の 包括利益 累計額合計		
当期首残高	16,969	16,969	31,271	6,459,773
当期変動額				
剰余金の配当				△278,438
親会社株主に 帰属する当期純利益				312,256
自己株式の処分				21,452
株主資本以外の項目の 連結会計年度中の変動額(純額)	△2,482	△2,482	—	△2,482
当期変動額合計	△2,482	△2,482	—	52,786
当期末残高	14,486	14,486	31,271	6,512,559

計算書類

貸借対照表 (2021年3月31日)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流動資産	4,772,966	流動負債	2,222,936
現金及び預金	3,704,737	営業未払金	157,098
営業未収入金	673,675	リース債務	6,218
たな卸資産	58,403	未払金	295,513
前払費用	190,117	未払費用	402,742
その他	149,863	未払法人税等	286,851
貸倒引当金	△3,831	未払消費税等	37,982
固定資産	5,044,635	前受金	11,224
有形固定資産	409,996	預り金	276,940
建物附属設備	926,887	従業員預り金	109,174
減価償却累計額	△593,028	賞与引当金	639,191
構築物	45,654	固定負債	721,298
減価償却累計額	△24,523	長期預り保証金	28,822
工具、器具及び備品	211,709	リース債務	9,007
減価償却累計額	△189,381	退職給付引当金	659,968
リース資産	90,433	資産除去債務	23,500
減価償却累計額	△57,754	負債合計	2,944,235
無形固定資産	1,084,825	純 資 産 の 部	
商標権	1,785	株主資本	6,842,094
ソフトウェア	642,826	資本金	424,630
ソフトウェア仮勘定	435,022	資本剰余金	341,062
電話加入権	4,125	資本準備金	324,630
その他	1,064	その他資本剰余金	16,432
投資その他の資産	3,549,814	利益剰余金	6,128,552
投資有価証券	69,957	利益準備金	220
関係会社株式	1,386,457	その他利益剰余金	6,128,332
営業保証金	960,000	繰越利益剰余金	6,128,332
差入保証金	561,549	自己株式	△52,150
長期前払費用	38,201	新株予約権	31,271
繰延税金資産	533,648	純資産合計	6,873,366
資産合計	9,817,601	負債及び純資産合計	9,817,601

損益計算書 (2020年4月1日から2021年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額
営業収益	11,354,791
仲介手数料収入	5,108,812
仲介業務関連収入	3,661,474
完成業務高	985,806
その他の収入	1,598,698
営業費用	10,848,900
営業利益	505,890
営業外収益	212,025
受取利息	321
受取配当金	202,072
雑収入	9,631
営業外費用	8,656
支払利息	197
支払手数料	5,783
雑損失	2,675
経常利益	709,260
特別損失	42,450
減損損失	42,450
税引前当期純利益	666,809
法人税、住民税及び事業税	253,268
法人税等調整額	△16,936
当期純利益	430,477

株主資本等変動計算書 (2020年4月1日から2021年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本						
	資 本 金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金		
		資本準備金	そ の 他 資本剰余金	資本剰余金 合 計	利益準備金	そ の 他 利益剰余金 繰 越 利 益 剰 余 金	利益剰余金 合 計
当期首残高	424,630	324,630	14,202	338,832	220	5,976,293	5,976,513
当期変動額							
剰余金の配当						△278,438	△278,438
当期純利益						430,477	430,477
自己株式の処分			2,230	2,230			
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)							
当期変動額合計	—	—	2,230	2,230	—	152,039	152,039
当期末残高	424,630	324,630	16,432	341,062	220	6,128,332	6,128,552

	株 主 資 本		新株予約権	純資産合計
	自己株式	株主資本合計		
当期首残高	△71,372	6,668,603	31,271	6,699,875
当期変動額				
剰余金の配当		△278,438		△278,438
当期純利益		430,477		430,477
自己株式の処分	19,221	21,452		21,452
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)			—	—
当期変動額合計	19,221	173,491	—	173,491
当期末残高	△52,150	6,842,094	31,271	6,873,366

監査報告書

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2021年5月17日

ハウスコム株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ
東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 香川 順 ㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 志賀 健一朗 ㊞

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、ハウスコム株式会社の2020年4月1日から2021年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ハウスコム株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2021年5月17日

ハウスコム株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ
東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 香川 順 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 志賀 健一朗 ㊞

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、ハウスコム株式会社の2020年4月1日から2021年3月31日までの第23期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2020年4月1日から2021年3月31日までの第23期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2021年5月21日

ハウスコム株式会社	監査役会
常勤監査役 村岡 彰	㊞
監査役 岡本 司	㊞
社外監査役 今井 良明	㊞
社外監査役 鶴田 信一郎	㊞

以 上

This image shows a blank sheet of white paper with horizontal ruling lines. The lines are evenly spaced and run across the width of the page. There are no margins, text, or other markings on the paper.

株主総会 会場ご案内図

■ 日時

2021年6月18日（金曜日）
午前10時開会（午前9時受付開始）

■ 会場

東京都港区港南2丁目16番4号
品川グランドセントラルタワー 3F
TKP品川グランドセントラルタワー
カンファレンスセンター ホール3B

■ 会場までの交通

JR：品川駅 港南口 より 徒歩3分

※ 駐車場のご用意はございませんので、お車でのご来場はご遠慮ください。

ご来場の際のご注意

ビルの入口が2カ所あります。左手の入口へお進みください。
エントランスを入りましたら受付へお声掛けいただき、入館手続きをお願いいたします。入館カードをお持ちいただき、**ゲスト用入口**よりご入館ください。フラッパーゲート通過後、奥側の低層用エレベーターをご利用いただき、3階にお進みください。

